

ID: 11

担当部署: 総合政策部 交流推進課 交流推進係

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例 第14条第2項において読み替える場合の第12条		
例 規 番 号	平成19年条例第6号		
【根拠条文】			
(利用料金等の減免)			
第12条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金を免除する場合は、暖房料も免除とする。			
【基準】			
根拠条文及び名寄市北国雪国ふるさと交流館条例施行規則第5条の規定による。			
(利用料金等の減免)			
第5条 条例第12条の規定による利用料金等の減免基準は、別表のとおりとする。			
2 前項の規定により利用料金等の減免を受けようとする者は、名寄市北国雪国ふるさと交流館利用料金等減免申請書(別記様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。			
別表(第5条関係)			
	利用区分	減免内容	
(1)	市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	
(2)	学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	
(3)	半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	
(4)	半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	
(5)	その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除	
備考			
1 利用料金を免除する場合は、暖房料も免除とする。			
2 前号に掲げる場合を除き、暖房料は減免の対象としない。			
3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日